

2008年2月22日

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76
電話 06 - 6949 - 6439 (監理課)
国土交通省 近畿運輸局 鉄道部 御中

〒 . 東京都足立区
(家庭の事情により電話番号省略)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)
半沢一宣

JR西日本・新快速用223系電車のトイレに喫煙室としての実態がある問題についての要望書

前略失礼いたします。

私が数年前から気になっている標記の件について、JR西日本が問題解決に消極的な姿勢を取り続けているため、貴局から是正指導をお願いしたく通報いたします。

私は、虚弱体質のため、列車に乗るときにはトイレが設置されている車両を選ぶようにしています。

そうした中、私が今年1月19日(土曜日)夜、姫路20時57分発の長浜行き新快速3316M列車の 号車(最後部車両、トイレ有)に大阪まで乗車した時のことです。

列車が明石を発車したころ、未成年かもしれない男性が2人でトイレに入り、三ノ宮に到着する直前まで、10分以上も出てきませんでした。その次にトイレに入った別の男性は、用を足して出てくると激しく咳き込み、同時に車内がたばこ臭くなりました。

223系電車のトイレ、特にクハ222形2000番代車に設置されている車いす対応構造の広いトイレの床には、誰かがここで喫煙した証拠である、ここでたばこを踏み消したときにできたとしか考えられない焼け焦げ跡を、容易に見つけることができます(同封の写真を参照)。

私はこれまでも、車掌にトイレまで同行願って焼け焦げ跡を確認させたり、近畿地区各駅に備付けの「キク象ボックス」に投書を入れるなどして、対応を求めてきました。しかしJR西日本は、乗客のマナーの悪さに責任を転嫁して事足りりとしたいのかどうか、今日まで実効性ある対策を何も講じていません。

私は、翌20日(日曜日)朝に大阪駅の「キク象ボックス」に再度投書を入れたとき、「トイレ内での喫煙が常態化していることを認識していながら何も対策を講じないのは、必要以上に長い時間待たされる乗客にとって迷惑なだけでなく、乗客を列車火災事故に巻き込むおそれがある危険をも放置し続けているのと同じです。223系のトイレにも新幹線N700系と同様の煙感知器(火災報知器)を設置し、喫煙を抑止してください」

旨を記し、回答を求めました。

これに対して、1月25日付けでJR西日本お客様センター・お客様相談窓口責任者の松井由信様から回答書が届きました。しかし、その内容は「今後の参考とさせていただきます」と、問題解決を先送りするものでしかありませんでした(回答書末尾に記載のお問い合わせ番号は「080120-000188」)。

私は、JR西日本のこれら一連の対応方に、以下の2点で問題があると考えます。

1つ目は、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」ことを定めた、健康増進法第25条に違反している疑いが極めて強い点です。ちなみに、この条文に出てくる「その他の多数の者が利用する施設」に鉄道車両も含まれることは、2003年4月30日付けの厚生労働省健康局長名での通知から明らかです。

2つ目は、トイレ内での喫煙が列車火災事故につながるおそれがあるものであることを合わせて考えると、その放置は「鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキ」の刑事罰を定めた鉄道営業法第25条にも違反している疑いが極めて強い点です。2003年2月に韓国の大邱（テグ）市で地下鉄放火惨事が発生した直後には、地下鉄だけでない国内すべての鉄道事業者が防火対策に神経を尖らせたものでしたが、JR西日本は「喉元過ぎて熱さを忘れてしまった」としか、私には思えません。

JR西日本のコンプライアンス（法令順守）がこの程度のものでしかないようでは、私には、JR西日本が2005年4月25日に福知山線尼崎駅付近での転覆脱線惨事を発生させてから表明している、様々な反省やお詫びは建前だけで、安全軽視の企業体質は何も変わっていないのではないかと思われてなりません。

それとも、運転事故には直接つながらないこの種の安全対策は、迷惑行為（喫煙）に注意した別の乗客が逆ギレした喫煙者から殴り殺されたり、あるいは実際に列車火災が発生し犠牲者が出てからでないと、対策を取ってもらえない性質の事柄なのではないでしょうか。それまでの間、国民が、不当な迷惑行為を受忍し更には列車火災事故の危険にも怯えながら、JR西日本を利用しなければならないのは、やむを得ないことなのではないでしょうか。

以上の理由から、私は、貴局に以下の2点を要望いたします。

1. 鉄道の秩序と治安の保持、及び防災の点から見た問題の重大性に鑑み、可及的速やかに喫煙防止策を講じるよう、JR西日本を御指導ください。
2. 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」など関係する法令の改正によって、すべての鉄道車両のトイレに喫煙防止装置を設置することを義務づけていただきたい旨の要望を、本省の担当部署にお取次ぎください。

上記2点の要望項目に係る回答（JR西日本へ行った指導の概要など）につきましては、来月15日（土曜日）ごろまでに書面にてお知らせくださいますよう、お願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

草々